

事務事業計画書兼評価表(A表)

1 事務事業に関する基本情報				平成	29	年度
事業番号	431	事業名	人権教育推進員設置費			
担当課	人権推進課	担当係	人権教育推進係			
総合計画に最も関連ある施策	施策	1	住民が主役のまちづくり	連絡先	84-1228	
	施策体系	2	人権尊重のまちづくり	事業区分	□新規 ■継続	
	主な事業	人権教育の推進				
予算区分	款	9	教育費	事業実施主体	■八頭町 □その他	
	項	4	社会教育費			
	目	5	人権教育費	計画期間	開始	—
	事業	431	人権教育推進事業費		終了	—

2 事務事業の概要

事業の対象	誰(何)に対してこの事業を行うのか記載。 八頭町民					
事業の目的	誰(何)をどうするためにこの事業を行うのか記載。 八頭町における人権教育の推進					
事業の内容	事業の規模や業務量などを具体的に記載。 人権問題の学習活動についての指導、学習相談、社会教育関係団体の育成等の推進					
事業の手段	どういう方法、手順で事業を進めるのか、具体的に記載。 部落差別をはじめあらゆる差別をなくしていく学習活動についての、指導・助言、学習相談及び資料・教材の作成等を行う。					
事業の成果到達点	どんな成果を得たいのか、または、何がどうなれば達成か、具体的に記載。 人権の意義や重要性が知識として身に付き、日常生活で態度や行動に現れるような人権感覚を身に付けること					
根拠法令等	1.3	1. 法令(義務) 2. 法令(任意) 3. 条例 4. 規則・要綱等 5. なし		法令等名→	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、八頭町部落差別撤廃及び人権擁護に関する条例	

3 活動指標、成果指標

活動指標		単位	事業の手段を図るものさし				
	A	回	社会教育関係団体等の人権学習				
	B						
	C						
	D						
成果指標		単位	事業の成果、到達点を図るものさし				
	A	回	社会教育関係団体等の人権学習				
	B						
	C						
	D						

4 コスト

区分		単位	26年度	27年度	28年度		29年度		30年度	
			実績	実績	目標	実績	目標	実績	目標	
活動指標	A	回	101	124	130	122	130	112	130	
	B									
	C									
	D									
成果指標	A	回	101	124	130	122	130	112	130	
	B									
	C									
	D									
トータルコスト		千円	6,126	4,076	4,734	4,740	4,768	4,747	4,768	
担当職員数		人	0.0		0.0	0.0		0.0		
職員人件費		千円	0	0	0	0	0	0	0	
事業費		千円	6,126	4,076	4,734	4,740	4,768	4,747	4,768	
事業費財源内訳	国庫支出金(交付金・補助金)		千円							
	県支出金(交付金・補助金)		千円	3,063	2,038	2,334	2,370	2,384	2,373	2,384
	地方債(借入金)		千円							
	事業収入(使用料・参加費等)		千円							
	一般財源(単町費)		千円	3,063	2,038	2,400	2,370	2,384	2,374	2,384

事務事業計画書兼評価表(B表)

5 実施活動内容・成果(到達点)

平成 29 年度

実施活動内容・成果(到達点)	実施活動内容(具体的に) ・町人権教育推進協議会の各専門部をはじめ、人権教育推進に関する教材の分析や資料の作成 ・人権啓発推進員の育成を目的とした学習教材資料等の提供 ・町内企業をはじめとする各種団体等の人権研修の推進と指導・育成 ・県と協調した人権教育プログラムの作成と、PTA等の研修におけるファシリテーション 成果(具体的に) 部落解放月間や人権週間の前などに年3回、町内企業・事業所訪問を行い、人権啓発及び事業所内研修等を促してきた。平成29年度は37社(前年比8社増)が研修を行い、人権啓発に努めた。県などの関係機関が行う研修をはじめ、人権問題に関してアンテナを高くし、あらゆる人権問題を学習教材やDVD等視聴覚教材の導入などに取り入れ、学習の推進を図った。
----------------	--

6 事務事業の評価

評価項目	評価点	点数	チェックポイント	判断理由・評価コメント(具体的に記入のこと)
必要性 (町民ニーズ)	20	20	①必要性が高い	各地区人権教育推進委員会が実施する人権問題学習会をはじめ、あらゆる学習会・研修会でアンケートを実施し、町民ニーズを分析しながら今後の学習教材提供に活用している。
		13	②どちらかと言えば必要性がある	
		7	③必要性が低い	
		0	④必要性がない	
妥当性 (町が行わなければならないか)	20	20	①町が行わないといけない	部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消は、自治体としての最重要課題であり、基本的人権を尊重し、明るい町の実現を図るため町が行うべき事業である。
		13	②どちらかと言えば町が実施	
		7	③妥当性が低い	
		0	④妥当性がない	
効率性 (コスト削減の余地は無いか)	20	20	①効率的である	人権教育推進員2名体制で事業の企画・運営等を行っているが、啓発事業や学習教材の分析・選定等を推進員で相談しながら行い、それに対し担当職員が更に意見を加えるなどより充実した活動を行うことができています。
		13	②どちらかと言えば効率的である	
		7	③どちらかと言えば非効率的である	
		0	④非効率的である	
緊急性 (他事業に優先し実施する必要があるか)	20	20	①緊急性が高い	時代の流れとともに差別の形態も変化してきており、平成27年度策定の基本計画、平成28年度策定の実施計画を基にしながら、部落差別解消法施行も踏まえた差別解消に向けた取組を継続して進めていく必要がある。
		13	②比較的緊急性がある	
		7	③緊急性が低い	
		0	④緊急性がない	
成果 (目的の達成状況)	13	20	①成果が上がっている	人権に関する感覚の醸成や差別の解消は一朝一夕では成しえないからこそ、継続的な啓発や学習を行っているところである。今後も、効果的な啓発・学習の手法を検討しながら実施していく。
		13	②どちらかと言えば上がっている	
		7	③どちらかと言えば上がっていない	
		0	④成果が上がっていない	

一次評価	事業の方向性	点数	評価点合計	判定に至った理由
1	1、拡充する	80点以上	93 評価点による判定 1	部落差別をはじめあらゆる差別の解消に向け、人権啓発活動や人権教育を推進することはもとより、住民一人ひとりの立場に立った人権尊重の取組が推進されている。また、今後も、参加者アンケートなどから参加者の意識や学習ニーズの分析等を行い、それらを活かした事業展開を行う予定である。
	2、現状維持	60～79点		
	3、改善・効率化し継続	50～59点		
	4、見直しの上縮小する	40～49点		
	5、終期設定し終了	30～39点		
	6、休止	20～29点		
	7、廃止	19点以下		

二次評価	事業の方向性	判定説明・意見
2	1、拡充する	本事業においては、本町の社会教育活動を一層推進するため、人権問題の学習活動についての指導、学習相談、社会教育関係団体の育成等の活動を行う人権教育推進員の設置を行っている。本町においては、町及び町人権教育推進協議会等を中心とした講演会・研修会の開催、小地域での学習会の実施等を通じて部落問題をはじめとするあらゆる差別の解消に向けた取組を行っているところであり、人権教育推進員はその取組の企画・運営にも携わり、活動を行っている。本町の人権啓発推進の方向性について、平成28年度から同和問題を中心に据えた学習から広く人権問題全般に裾野を広げた学習を行うよう方針を転換したところであり、学習の企画運営や指導等の中心的役割を担う人権教育推進員にあっては、様々な人権問題に関しさらなる情報収集・知識習得に努めていただきたい。また、社会教育関係団体等の人権学習の実施回数にとられすぎることなく、地道な活動を継続して行いながら、より広く町民の意識高揚につながるような効果的な学習手法等の検討に努めていただきたい。
	2、現状維持	
	3、改善・効率化し継続	
	4、見直しの上縮小する	
	5、終期設定し終了	
	6、休止	
	7、廃止	

7 課題及び今後の方向性

課題	事業活動に当たり、一番の問題と捉えていること。重点的に手当てする事柄、改善点、工夫したい箇所 ・同和問題中心の啓発・学習からあらゆる人権問題へ分野を広げた啓発・学習を行うようになったことにより、多岐にあたる人権課題の知識習得はもちろんのこと、知識習得のみでなく、啓発・学習の機会を通じてそれらを如何に町民へ伝えていくのかが大きな課題となっている。
今後の方向性	上記課題を解決していくため、次年度どんな活動を展開していくのか ・あらゆる人権問題への対応を行っていくため、基本計画・実施計画に沿った事業の展開を行っていく。 ・各種団体等が開催する学習会に対する支援を図る。 ・各種学習会、研修会で参加者アンケートを実施し、その内容を分析することで次年度の学習テーマや取組課題等を検討する。